

航空機等の取扱いに関する達を次のように定める。

昭和53年7月14日

防衛大学校長 猪木正道

航空機等の取扱いに関する達

改正	昭和57年7月26日防衛大学校達第3号	平成元年4月20日防衛大学校達第8号
	平成19年1月9日防衛大学校達第1号	平成19年8月29日防衛大学校達第12号
	平成21年3月31日防衛大学校達第5号	平成23年4月1日防衛大学校達第8号

(目的)

第1条 この達は、防衛大学校における航空機等の取扱いに関し必要な事項を定め、もつて航空機等の管理を適正、かつ、効果的に実施することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この達において「航空機等」とは、航空機並びに航空機整備、支援用の地上器材及び落下傘（滑空機及び滑空機に関する器材等を除く。）をいう。

(編入)

第3条 国有財産たる航空機に編入するものは、航空機に組み込まれた構成品のみとし、国有財産たる航空機から物品に編入するものは、「取りこわし」をした航空機及び同構成品とする。

2 前項の編入手続きは、防衛大学校の物品管理に関する達（平成21年防衛大学校達第5号）第13条によるものとする。

(受領)

第4条 航空機の受領官は、訓練課長とする。

2 訓練課長は、引渡しを受ける航空機と、航空機の引渡しに関する関係書類及び図面とを照合し、適格と認めた場合に受領するものとする。

3 訓練課長は、前項の規定により航空機を受領した場合には、受領調書（様式第1）を作成し、防衛大学校長（以下「学校長」という。）に提出するものとする。

(標識)

第5条 航空機には、別紙の標示方法により、日の丸及び機番号を標示するものとする。

(航空機等の整備)

第6条 訓練課長は、航空機等を常時適正な状態に整備し、維持するものとする。

(性能の確認)

第7条 削除

(作業安全)

第8条 訓練課長は、航空機等の整備を行う際には、作業の安全を確保するための必要な措置を講じるものとする。

(被害報告)

第9条 訓練課長は、天災、その他事故により航空機が滅失又はき損した場合には、速やかに被害の明細、修復に要する経費を見積り、航空機被害報告書(様式第3)を作成し、学校長に報告するものとする。

2 訓練課長は、航空機の滅失又はき損による被害見積り価格が500万円を超える場合には、防衛省所属国有財産(航空機)の取扱いに関する訓令(昭和40年防衛庁訓令第24号。以下「取扱い訓令」という。)第8条の規定に基づく報告の手続きをとるものとする。

(用途廃止)

第10条 訓練課長は、航空機について用途廃止の必要が生じた場合には、学校長に報告し取扱い訓令第6条の規定に基づく申請及び報告の手続きをとるものとする。

(国有財産台帳等)

第11条 航空機の国有財産台帳は、訓練課に備え付けるものとする。

2 前項に規定するもののほか、国有財産台帳の補助簿として、航空機ごとに次の各号に掲げる帳簿を訓練課に備え付けるものとする。

- (1) 航空機履歴簿
- (2) 滑空機運用限界指定簿
- (3) 修理及び改修の記録簿
- (4) その他必要な記録簿

(整備の基準等)

第12条 航空機等の整備及び取扱いの基準等については、訓練部長が定めるものとする。

する。

附 則

- 1 この達は、昭和53年7月14日から施行する。
- 2 航空機の管理及び使用に関する達（昭和36年防衛大学校達第7号）は廃止する。

附 則（昭和57年7月26日防衛大学校達第3号）

この達は、昭和57年7月26日から施行する。

附 則（平成元年4月20日防衛大学校達第8号）

- 1 この達は、平成元年4月20日から施行し、1月8日から適用する。
- 2 この達は、施行の際、現に保有している旧様式の内紙類は、当分の間、訂正して使用することができる。

附 則（平成19年1月9日防衛大学校達第1号）

この達は、平成19年1月9日から施行する。

附 則（平成19年8月29日防衛大学校達第12号）

この達は、平成19年9月1日から施行する。

附 則（平成21年3月31日防衛大学校達第5号）

この達は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成23年4月1日防衛大学校達第8号）（抄）

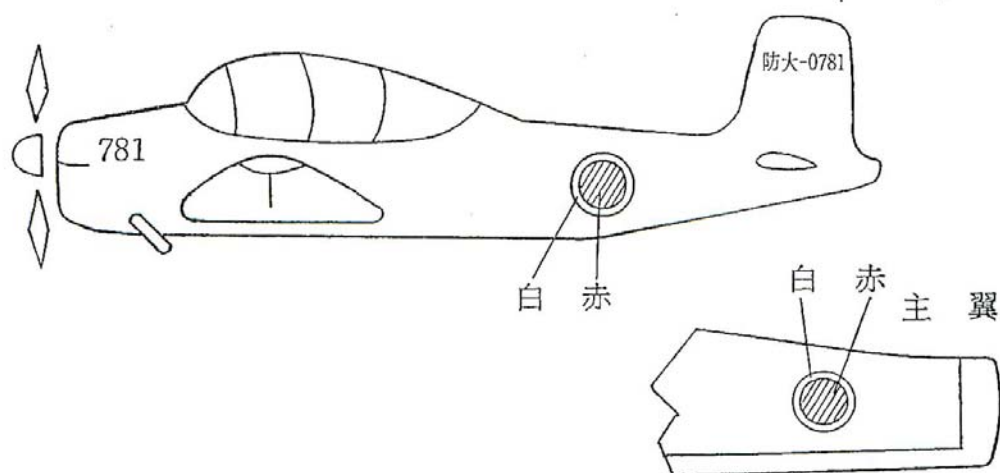
- 1 この達は、平成23年4月1日から施行する。

別紙（第5条関係）

日の丸及び機体番号標示方法

飛行機（T-34）	
日の丸	<p>標示位置 主翼上下両面及び胴体両側面</p> <p>大きさ 主翼赤色直径75センチメートル 胴体赤色直径65センチメートル</p> <p>輪郭 赤色直径の1/15の幅の白色</p>
機番号	<p>標示位置 機首両側面781からの一連番号 垂直尾翼両側面 <u>防大-0781</u>からの一連番号</p> <p>文字の色 黒色</p>

飛行機（T-34）の標示例



様式第 1 (第 4 条関係)

国有財産 (航空機) 受領調書

種 別	航 空 機	名 称	
数 量		価 格	
製造年月日			
所 属 換 (相手側名称)		納入会社名	
受 領 場 所			
受領年月日			
平成 年 月 日			
国有財産部局長			
防衛大学校長			
殿			
受領官 訓練課長			
印			

様式第2

(削 除)

様式第3 (第9条関係)

学 校 長	副校長(事)	副校長(教)	幹 事	訓練部長	訓練課長	関 係 者

航 空 機 被 害 報 告 書

- 1 報 告 者 所属 (官職) 氏名 ⑩
- 2 報告年月日

機 種 型 式	機番号	被害年月日	
		被害場所	
被害原因	被害の程度		修復の可否
機体諸元	構造及び寸法		性能及び用途
	機体 全長	発動機型式	乗員数
	全幅	" 出力	全備重量
翼 全高	巡航速度	用途	
被害の 明細	機体の 部状 品 等態	使用又は 修理可能品	
		修理不能品	
	損害見積金額	(円)	
修復の 経費等	整備事項の概要		
	校内修復の場合の 見 積	(M/H)	材料費見積 (円)
	外注等の場合の 見 積		
その他参考事項			